

# 水戸市医師修学資金貸与事業 追加募集要項

令和6年5月

水戸市

---

## <目次>

1	医師修学資金貸与制度	
	(1)目的 (2)貸与の対象となる方 (3)貸与者数	… 1
	(4)貸与期間 (5)貸与金額 (6)連帯保証人 (7)返還時の加算額	
	(8)修学資金の返還免除 (9)専門研修等を希望する場合, 育児・介護等が生じた場合	… 2
2	申請	
	(1)申請に必要な提出書類 (2)書類の提出時期・提出場所	… 3
3	選考	
	(1)選考方法 (2)面接日 (3)選考結果 (4)契約	… 3
4	大学卒業後から修学資金の返還が免除されるまで	
	(1)スケジュールの例 (2)修学資金の貸与を受ける方の義務	… 4
5	修学資金の返還	
	(1)修学資金の返還が必要な場合 (2)返還額の例 (3)返還の方法	… 5
6	条例・規則	… 6
7	問合せ先	… 6
〇	よくある質問	… 7

# 1 医師修学資金貸与制度

## (1) 目的

この制度は、大学における医学の修学に必要な資金を貸与し、将来、所定の期間、市内の医療機関（病院や診療所）において、指定の診療科の医師として勤務していただくものです。その目的は、本市の地域医療の充実に必要な医師の確保を図り、医療の維持及び向上に資することにあります。

指定の診療科は、本市で不足が見込まれる産婦人科、小児科、救急科としています。本市の地域医療を支えてくれる方の応募をお待ちしています。

### 【各診療科の特徴や魅力】

#### ○ 産婦人科

無事に出産ができるよう、妊婦や胎児を支えるほか、不妊治療を受ける方の精神的なサポートなども産婦人科医の仕事です。産婦人科は、新しい命の誕生に寄り添うことができる診療科です。

#### ○ 小児科

こどもは、大人と比べて、急な発熱やケガがあったり、治療や説明に時間がかかるなど、小児科には大変な一面もありますが、何よりも、こどもの笑顔と未来を守ることをやりがいにする診療科です。

#### ○ 救急科

一刻一秒を争う中で、目の前で苦しむ患者を救うために治療にあたります。自らの判断が患者の生死を分けるという責任があるからこそ、患者を救ったときの喜びを大きく感じることでできる診療科です。

## (2) 貸与の対象となる方

貸与の対象となるのは、次の項目すべてに該当する方です。

- ① 大学の医学を履修する課程に在学する方
- ② 将来、市内の医療機関において、産婦人科、小児科、救急科の医師として勤務する意思がある方（※）
- ③ 本市以外の地方公共団体その他の団体から、特定の医療機関において医師として勤務することなどの要件が付された奨学金その他これに類する資金の給付又は貸与を受けていない方

※ 水戸市が市内の医療機関への勤務を保証するものではありません。あらかじめご了承ください。

## (3) 貸与者数

1人

#### (4) 貸与期間

令和6年4月から大学卒業まで

ただし、休学し、停学の処分を受け、又は留年をした期間は除きます。

#### (5) 貸与金額

入学金相当額 上限 100万円（令和5年度入学者に限る。）

月額 国公立大学の場合 20万円

私立大学の場合 30万円

#### (6) 連帯保証人

修学資金の貸与を受けようとする方は、貸与契約を締結するときに連帯保証人を2人立てる必要があります。連帯保証人は、独立して生計を営んでいる方で、利息を含めた修学資金の返還の責任を負う資力のある方とします。なお、貸与契約締結に当たり、印鑑証明書や収入を証する書類を提出していただきます。

#### (7) 返還時の加算額

貸与を受けた各月分の修学資金の額に対し、貸与を受けた日の翌日から大学を卒業する日までの日数に応じて、年10%の割合で計算した額が加算額となります。大学を卒業する前に貸与契約を解除した場合には、解除の日までで加算額を計算します。

#### (8) 修学資金の返還免除

次の①、②のいずれかに該当するときは、修学資金の返還が免除されます。

- ① 臨床研修修了後、水戸市内の医療機関において指定の診療科の医師としての勤務（※）をし、貸与を受けた月数と同一の期間（36月に満たない場合は、36月）に達したとき。
- ② 水戸市内の医療機関において指定の診療科の医師としての勤務に起因して、心身を故障したことにより、その勤務を継続することができなくなったとき、または死亡したとき。

※ 水戸市が市内の医療機関への勤務を保証するものではありません。あらかじめご了承ください。

#### (9) 専門研修等を希望する場合、育児・介護等が生じた場合

- ① 専門研修等（市外の医療機関での研修、留学、大学院進学）

臨床研修修了後、市外の医療機関等で専門研修等を受けるために、事前の承認を得た上で、市内の医療機関に勤務することを延期することができます。認められる専門研修等の期間は、**通算で5年まで**です。

- ② 育児、介護等やむを得ない事由が生じた場合

1年を超えない期間で、市内の医療機関に指定の診療科の医師として勤務することを延期することができます。ただし、事前の承認を要します。

## 2 申請

---

### (1) 申請に必要な提出書類

- ① 医師修学資金貸与申請書（様式第1号）
- ② 応募理由書（指定様式）
- ③ 履歴書（指定様式）
- ④ 直近の成績証明書

※ 提出書類について、わからない点はお問合せください。

### (2) 書類の提出時期・提出場所

令和6年5月17日（金）から同年6月7日（金）（当日消印有効）までに、直接または郵送で、保健総務課に届けてください。

※ 応募状況等によっては、延長する場合があります。

## 3 選考

---

### (1) 選考方法

書類と面接により選考を行います。

### (2) 面接日

面接は令和6年6月23日（日）に実施を予定しています。

### (3) 選考結果

令和6年7月上旬に選考結果を次のとおり発送します。

- ① 市が貸与の決定をした方（借受予定者）
- ② 市が貸与しない決定をした方

### (4) 契約

市と借受予定者は、令和6年7月中に契約準備を行い、同月に契約を締結します。連帯保証人の印鑑証明書や収入を証する書類などを提出していただきます。

印紙税法に基づく収入印紙が必要になります。

契約の締結後、令和6年度分の修学資金を貸与いたします。

【例：令和6年度入学の私立大学生の場合】

- ① 入学金相当額：100万円
  - ② 月額：30万円×12か月分（4月～翌年3月）＝360万円
- 「①＋②＝460万円」を令和6年9月に貸与予定です。

## 4 大学卒業後から修学資金の返還が免除されるまで

### (1) スケジュールの例

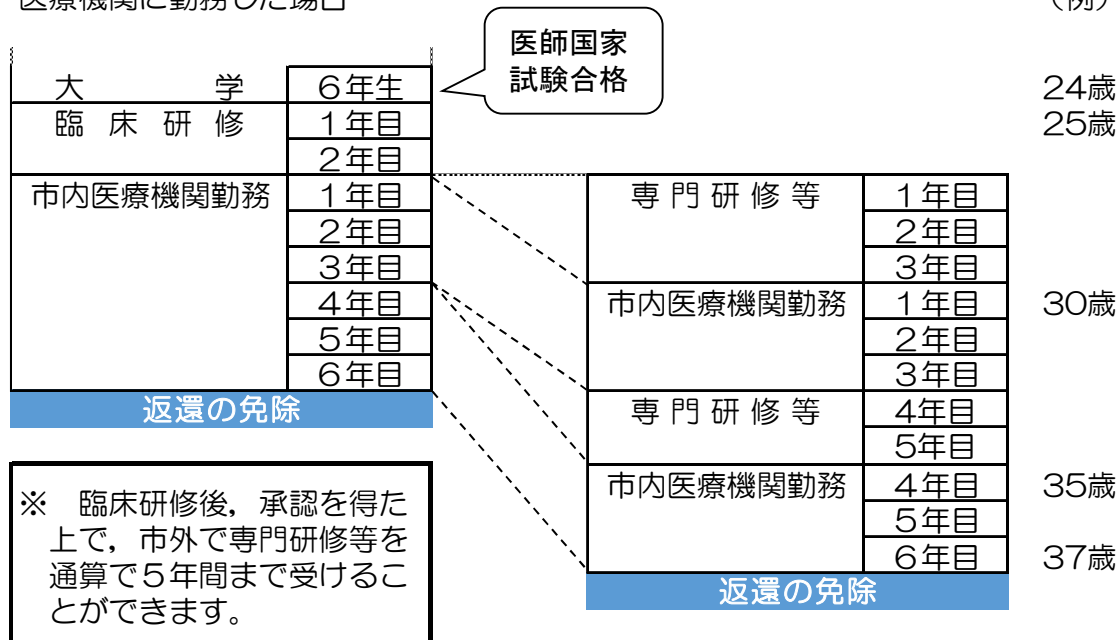
#### 【モデル1】

臨床研修後，市内の  
医療機関に勤務した場合

#### 【モデル2】

5年間専門研修等を受けた場合

(例)



### (2) 修学資金の貸与を受ける方の義務

- ① 住所又は氏名を変更したときの届出
- ② 関係書類の提出，面談，必要と認める調査に応じること
- ③ 休学し，停学の処分を受け，又は留年をしたときの届出
- ④ 現況の届出

## 5 修学資金の返還

### (1) 修学資金の返還が必要な場合

以下の返還事由に該当する場合には、修学資金に加算額を加えた額を返還していただきます。

#### <返還事由と具体例>

返還事由	具体例
契約解除	① 大学を退学した。 ② 学業成績が著しく不良と認められる。 ③ 心身の故障により大学における医学の修学を継続する見込みがない。 ④ 死亡した。 ⑤ 偽りその他不正の手段により修学資金の貸与を受けた。 ⑥ 他団体修学資金の給付又は貸与を受けた。 ⑦ 指定勤務*をする見込みがない。
医師免許が取得できなかった	大学を卒業後、 <u>2年以内</u> に医師免許を受けられなかった。
医師の業務に従事できなかった	心身の故障により、臨床研修を受け、又は医師の業務に従事することができなくなった。
指定勤務*を開始しない。貸与を受けた期間と同一期間、指定勤務*に従事する見込みがない。	① 臨床研修を修了後、指定勤務*を開始しない。(市外における専門研修等について、市長の承認を受けた場合を除きます。) ② 指定勤務*を正当な理由なく中止した。 ③ 貸与を受けた期間と同一期間(36月末満のときは、36月)、指定勤務*に従事する見込みがない。

※ 指定勤務 水戸市内の医療機関において、産婦人科、小児科、救急科その他市長がこれに準ずると認める診療科の医師として勤務することをいいます。

### (2) 返還額の例

- ① 月額20万円の貸与を6年間受けた場合(入学金相当額100万円を含む)  
修学資金1,540万円+加算額約520万円=返還額約2,060万円
- ② 月額30万円の貸与を6年間受けた場合(入学金相当額100万円を含む)  
修学資金2,260万円+加算額約760万円=返還額約3,020万円

### (3) 返還の方法

原則として、修学資金の返還事由が生じた日(ただし、大学在学中のときは大学に在学しなくなった日)の翌月の月末までに一括して返還していただきます。

※ 納期限までに返還額が支払われない場合は、別途14.6%の割合で利息(延滞金)がかかります。

## 6 条例・規則

---

水戸市医師修学資金貸与条例

水戸市医師修学資金貸与条例施行規則

## 7 問合せ先

---

水戸市保健所 保健総務課 地域医療対策室

担当 平吹，長洲，小野瀬

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町993-13

電話番号 029-305-6291

FAX番号 029-241-0350

URL <https://www.city.mito.lg.jp/page/2113.html>

## ○ よくある質問

---

質問1 規則には、産婦人科、小児科、救急科その他市長がこれに準ずると認める診療科とありますが、「市長がこれに準ずると認める診療科」とは何ですか。

答え1 産婦人科、小児科、救急科と密接に関係する診療科がこれに当たります。例えば新生児科や小児の名称の付いた診療科がありますが、詳細はお問い合わせください。

質問2 将来、修学資金の返還が免除される前に、水戸市内の内科・小児科を標榜する診療所に医師として勤務することができますか。

答え2 この場合、専ら小児科の医療を提供する場合は、勤務できます。

質問3 連帯保証人は両親でよいですか。

答え3 連帯保証人は、独立の生計を営んでいる方で、修学資金の返還が生じた場合に返還する責任を負う資力のある方を立ててください。独立の生計を営んでいない場合は、連帯保証人にはなれません。両親がともに働いており、独立の生計を営む資力がある場合には、連帯保証人になることができます。契約の際、連帯保証人となる方の収入を証する書類を提出していただきます。

質問4 学業成績が著しく不良と認められるときは契約を解除するとありますが、具体的にはどのような学業成績をいうのですか。

答え4 2年連続で留年した場合をいいます。